平成３０年（フ）第４７号
福岡県久留米市田主丸町益生田1399番地２
債務者　斧澤　有子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第７１号
佐賀市久保田町大字久保田122番地１　コーポ北　107
債務者　中島　康志
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８８号
佐賀市大和町大字尼寺1499番地、前住所佐賀県神埼市神埼町尾崎4169番地31　オプティーム日の隈306
債務者　永渕　竜馬
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３５４号
埼玉県朝霞市幸町３丁目７番24―１―103号
債務者　本多　初美
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３８５号
埼玉県上尾市大字大谷本郷58番地１　ミキハイツ107
債務者　唐澤　一三
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４２５号
埼玉県新座市野火止５丁目27番19号
債務者　築穴はるか
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３０号
山口県宇部市厚南北３丁目23番13―10号　リーガルエステート中野Ｂ棟202号
債務者　天野　一騎
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第３４５号
名古屋市港区知多３丁目201番地　県営南陽第一住宅第２号棟第507号
債務者　保坂絵里奈
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３３号
神戸市垂水区平磯３丁目２番10―406号
債務者　池田　佳彦
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７５３号
愛知県愛知郡東郷町白鳥３丁目20番地９　レイクサイド白鳥102号
債務者　松原さおり
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６０号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田南５丁目１番25号（103）
債務者　八木　政和
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第９４号
奈良県大和郡山市筒井町463番地１　ふぁみーゆ筒井311号
債務者　杉原　千春
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２６号
松江市古志原３丁目１番６号　ポエム101
債務者　須藤　昌子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３０号
松江市上乃木４丁目２番28―301号　クリスマスローズＢ、前住所松江市八雲町東岩坂861番地９　メゾンドサンパティーク203
債務者　目次　香理
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３３号
島根県仁多郡奥出雲町三沢817、住民票上の住所島根県仁多郡奥出雲町亀嵩1287番地１
債務者　松原　美穂
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４９号
神奈川県横須賀市汐見台１丁目６番206号
債務者　上林　榮子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部